

御坊市市制施行 70 周年記念事業実施方針

1. 目的

本市は、昭和 29 年 4 月に御坊町、湯川村、藤田村、野口村、塩屋村、名田村の 1 町 5 村の合併により市制が施行して以来、令和 6 年 4 月 1 日に 70 周年を迎えます。

現在、本市では令和 3 年度からは令和 12 年度を計画期間とする第 5 次御坊市総合計画のもと「人と自然が調和し、笑顔と活力あふれる御坊～みんなで創る、安全・安心のもと健康でいきいきと暮らせるまち～」をまちの将来像として定め、計画的かつ効率的な行政運営に努めており、市制施行 70 周年という大きな節目を将来のまちづくりに生かし、誰もが御坊に愛着や誇りを持てるまちづくりを推進する機会とします。

市民をはじめ、地域、企業、団体、行政等が様々な連携を行い、記念事業に取り組むことで、新たなつながりをつくり、未来に向けた御坊市の発展への契機とし、多彩な記念事業を実施していきます。

2. 期間

(1) 準備期間

令和 5 年 7 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

記念事業実施に対し、多くの方が参加、参画してくれる協力体制の構築や、市内外に向けて広く広報・啓発し、市制施行 70 周年に対し市全体の機運を高めるための準備期間とします。

(2) 実施期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

御坊市市制施行 70 周年記念事業は、市制施行 70 周年の市制記念日を含む年度である令和 6 年度を実施期間とします。

3. 事業概要

本市が第 5 次御坊市総合計画で目指すまちの将来像「人と自然が調和し、笑顔と活力あふれる御坊～みんなで創る、安全・安心のもと健康でいきいきと暮らせるまち～」の実現に向け、特別記念事業を軸とした御坊市市制施行 70 周年記念事業を実施していくことを予定しています。